

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推定機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-3-2	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市国見町桂崎から350度(磁針方位)の線上1,800メートルの点 ロ 同線上2,800メートルの点 ハ 国東市国見町琵琶崎から0度(磁針方位)の線上2,500メートルの点 ニ 同線上1,500メートルの点 (2) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市国見町両崎と東国東郡姫島村ス鼻とを結んだ線上両崎から600メートルの点 ロ 同線上両崎から1,200メートルの点 ハ 国東市国見町金比羅鼻と姫島村ハイタテ鼻とを結んだ線上金比羅鼻から1,200メートルの点 ニ 同線上金比羅鼻から600メートルの点 (3) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市国東町大崎と東国東郡姫島村ハイタテ鼻とを結んだ線上大崎から800メートルの点 ロ 同線上大崎から1,800メートルの点 ハ 大崎と伊予灘西航路第4号灯浮標(東経131度43分59秒北緯33度42分15秒)とを結んだ線上大崎から2,500メートルの点 ニ 同線上大崎から1,000メートルの点	5月1日から 11月30日まで	共第7号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-3-5	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市国東町深江北側防波堤突端から75度(磁針方位)の線上800メートルの点 ロ 同線上1,800メートルの点	5月1日から 11月30日まで	共第9号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ハ 国東市国東町富来浦柳迫三ツ石から65度(磁針方位)の線上1,800メートルの点 ニ 同線上800メートルの点 (2) 次のイ、ロ、ハ及びビの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 国東市国東町黒津ノ鼻計石 ロ 黒津ノ鼻計石から105度(磁針方位)の線上2,000メートルの点 ハ 国東市国東町治郎丸堀切から120度(磁針方位)の線上2,000メートルの点 ニ 治郎丸堀切			
2-3-6	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 国東市安岐町安岐漁港北側防波堤の突端から90度(磁針方位)500メートルの点 ロ 同線上1,500メートルの点 ハ 安岐漁港北側防波堤突端から140度(磁針方位)1,400メートルの点 ニ 安岐漁港北側防波堤突端から184度(磁針方位)1,000メートルの点	5月1日から 11月30日まで	共第11号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-3-7	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 杵築市奈多八幡神社島居南端 ロ 同島居南端と市杵島頂上とを結んだ線の延長線上最大高潮時海岸線から1,500メートルの点 ハ 美濃崎から128度(磁針方位)の線上1,500メートルの点 ニ 美濃崎から160度(磁針方位)の線上1,500メートルの点 ホ 美濃崎から198度(磁針方位)の線上1,500メートルの点 ヘ 杵築市大字狩宿と大字守江との境界点(黒石)から218度(磁針方位)の線上1,500メートルの点 ト 大字狩宿と大字守江との境界点(黒石)	5月1日から 11月30日まで	共第12号及び共第13号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-3-12	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	3トン未満	48キロワット(15)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端 ロ 同市楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メートルの点 ハ 同市大字千怒と大字日見との境界点と地無垢島西端とを結んだ線上同境界点から700メートルの点 ニ 同市観音崎と地無垢島西端とを結んだ線上観音崎から3,250メートルの点	1月1日から 12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
2-3-13	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	3トン未満	48キロワット(15)以下	(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端と同市楠屋鼻とを結んだ線上地無垢島西端から700メートルの点 ロ 楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メートルの点 ハ 津久見市大字日見平ぼえ1番地(白熊鼻)と地無垢島西端とを結んだ線上白熊鼻から700メートルの点 ニ 津久見市観音崎と地無垢島西端とを結んだ線上観音崎から3,250メートルの点 (2) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字長目小楠屋2569の1番地(天神ヶ浦南端) ロ 天神ヶ浦南端と津久見市黒岩灯標とを結んだ線と大字長目伊崎東端と大字長目押前鼻南端とを結んだ線の延長線との交点 ハ 押前鼻南端 (3) 津久見市大字長目伊崎の東防波堤東端と同市大字下青江二つ石(野島東端)とを結んだ線以内の海域	1月1日から 12月31日まで	共第28号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-3-14	手繰第2種 自家用餌料 びき網漁業	定めなし	3トン未満	48キロワット(15)以下	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点と同市高井島頂上とを結んだ線と同市貴船島頂上と同市地無垢島東端とを結んだ線との交点 ロ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点	11月1日から 翌年の5月31日まで	大分市(大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木、大字木佐上、大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、白杵市(ただし、野津町を除く。)、又は津久見市に住所を有する者	周年

番号	制限措置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ハ 大分市串ヶ鼻と津久見市保戸島押上鼻とを結んだ線上串ヶ鼻から1,500メートルの点とロの点とを結んだ線と臼杵市天神ヶ鼻から同市津久見島南端を見通した線の延長線との交点 ニ 臼杵市天神ヶ鼻から同市津久見島南端を見通した線の延長線上ハの点から1,100メートルの点 ホ ロの点と津久見市地無垢島西端とを結んだ線上ロの点から1,000メートルの点 ヘ イの点と津久見市地無垢島東端とを結んだ線上イの点から1,400メートルの点			

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) 附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 3 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日までとする。
- 5 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。